

小山工業高等専門学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 11 月 11 日制定

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであるとの認識のもと、どの学生にも起こり得る、どの学生も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止に全教職員が組織的に取り組むこととする。

(2) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

学生は、いついかなる理由があつたとしても、いじめと認識される行為を行ってはならない。

(4) 校長を中心とした指導体制の確立

いじめ防止等の対策は、いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心に全教職員が一致協力した学生指導体制を確立して対応にあたる。

(5) 本校及び教職員の責務

本校及び教職員は、基本理念に則り、全学生が安心して勉学等に取り組むことができるように、学生の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(6) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

委員会に係る必要な事項は別に定める。

2 いじめ防止のための対策

(1) 防止措置

① いじめ防止のための研修会等の実施

ア 教職員向け研修会を実施し、いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点等について教職員間で共通理解を図る。

イ 学生向け講習会を実施し、いじめを防止するために、インターネットの利用方法、人権教育・人格向上、DV防止などの基本的なマナーやルールを理解させる。

また、ホームルーム等を利用し、担任等がいじめ問題に触れ、いじめは許されないとの雰囲気醸成するとともに、いじめは加害者・被害者とも精神的・身体的に大きな苦痛が伴うことを理解させる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア クラブ活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ PBL 教育やインターンシップを通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、良好な人間関係を築く力を養う。

③ 自己有用感・自己肯定感の育成

本校の教育活動全体を通じ、学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての学生に提供し、学生の自己有用感を高めるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 学生の自主的取り組みの推進

学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるようサポートする。

(2) 早期発見

① 教職員による見守り

教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化や危険信号を見逃さないよう、常に学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生に関する情報交換を行い、情報を共有する。

② 定期的ないじめ調査や個人面談の実施と相談窓口の設置

いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査及び個人面談の実施の

ほか、学生相談室及び学生支援室等の相談窓口を学生に周知し、学生がいじめを訴えやすい体制の整備を行う。

3 いじめ事案への対応

(1) いじめの発見や通報を受けたときの対応

いじめ、あるいはいじめと疑われる行為を発見又は通報を受けた場合は、ささいな兆候であっても、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(2) 組織的な対応

事実調査の結果、いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のために教育的配慮のもと必要な措置を講じる。いじめの実態・程度に応じて「いじめ防止対策委員会」を核として、組織的に対応する。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援や助言を行う。

(3) いじめを受けた学生への支援

① 事実関係の聴取

ア 教職員が複数で対応する。

イ 「被害学生にも過失がある」などのような、被害学生の精神的苦痛を増加させ、また被害学生の保護者と対応に当たる教職員との信頼関係や教職員間の連携協力関係を崩す可能性のある不適切な認識や言動には細心の注意を払う。

ウ あくまで事実確認のみであり、原因究明ではないことに留意する。

エ プライバシーに留意する。

② 保護者への連絡

ア 被害事実を把握した日に速やかに連絡する。

イ 安全確保と秘密厳守を伝え、不安除去に努める。

ウ 適宜必要な情報を伝達および共有する。

③ 安全・安心な環境の確保

被害学生の安全を最優先にし、不安を除去し、継続的に相談できるよう支援体制を構築するとともに、被害学生が安心して教育その他の活動を受けられるような環境を確保する。

④ 専門家等との連携

必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等外部の機関と連携を図り対応する。

(4) いじめを行った学生への指導

① 事実関係の聴取

ア 複数で対応する。

イ 第三者を介在させ、話しやすい環境を整える。

ウ プライバシーに留意する。

② 保護者への連絡

ア 事実を把握した際は、できる限り早期に連絡する。

イ 事実と学校の対応についての理解と協力を依頼する。

ウ 適宜必要な情報を伝達及び共有する。

③ 教育的指導と処分

教育上必要と認める場合は懲戒処分を検討する。また、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す働きかけを行う。

④ 専門家等との連携

必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等外部の機関と連携を図り対応する。

(5) インターネット・WEBを使ったいじめへの対応

① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置を取る。

② 不適切な書き込み等を直ちに削除できない場合の扱いなど、必要に応じて、地方法務局や警察と連携し、適切な対応を取る。

③ ネットモラル教育を継続し徹底させる。